

第36回 定時株主総会招集ご通知

日時 2025年6月23日（月曜日）
午後1時30分（受付開始 午後1時）

場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館9階 会議室

目次

第36回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告	32
株主総会参考書類	39

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額
改定の件

株主各位

証券コード 4792
(発送日) 2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館

山田コンサルティンググループ株式会社

代表取締役社長 **増田 慶作**

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamada-cg.co.jp/ir/stockinfo/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「山田コンサルティンググループ」又は「コード」に当社証券コード「4792」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月20日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月23日（月曜日）午後1時30分（受付開始時刻 午後1時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館9階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第36期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第36期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款の一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額改定の件
4 議決権行使のご案内	4頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

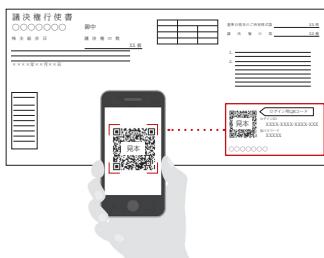
また、本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況 (連結ベース)

(1) 当事業年度の事業の状況

① 連結損益の状況

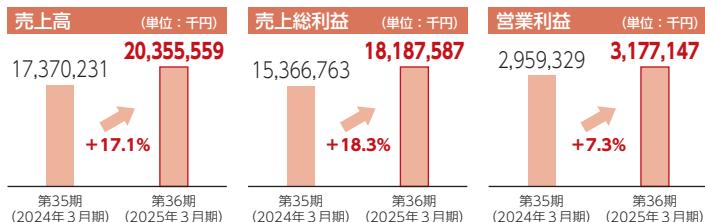
当社グループの当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の業績は、売上高22,761,078千円（前期比2.6%増）、売上総利益19,423,533千円（同19.2%増）、営業利益4,132,677千円（同12.8%増）、経常利益4,099,798千円（同10.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,882,297千円（同0.7%増）となりました。

コンサルティング事業は順調な業績であったこと、投資事業は未上場株式投資・不動産投資ともに売却益を計上できたことから、増収増益となりました。

	第35期 (2024年3月期)	第36期 (2025年3月期)	前期比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額	増減率
売上高	22,177,523	22,761,078	+583,555	+2.6%
売上総利益	16,283,553	19,423,533	+3,139,980	+19.2%
営業利益	3,662,757	4,132,677	+469,920	+12.8%
経常利益	3,724,401	4,099,798	+375,396	+10.0%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,861,559	2,882,297	+20,737	+0.7%

② 各セグメント別の業績の概況

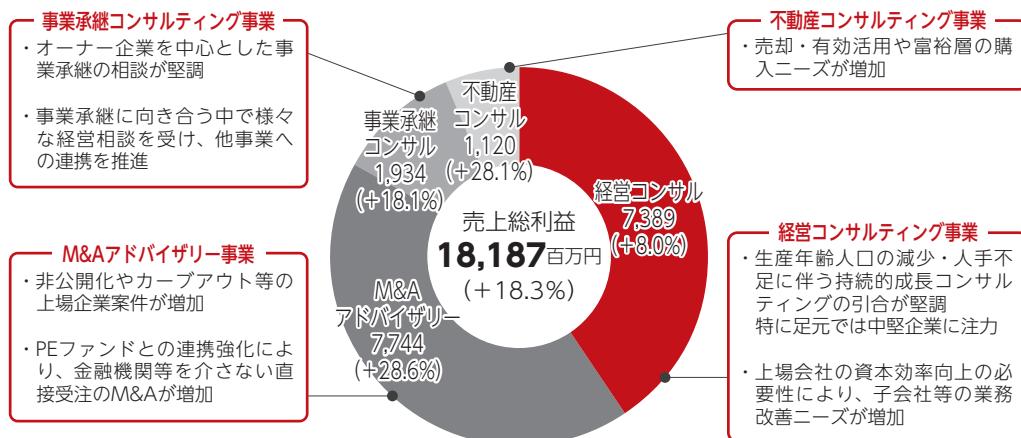
コンサルティング事業



コンサルティング事業は、売上高20,355,559千円（前期比17.1%増）、売上総利益18,187,587千円（同18.3%増）、営業利益3,177,147千円（同7.3%増）となりました。

M&Aアドバイザー事業、事業承継コンサルティング事業、経営コンサルティング事業がそれぞれ案件引合・受注が順調でありました。加えて昨年3月に連結子会社となったピナクル株式会社において長年取り組んできたM&A案件の成約が当連結会計年度に集中したため業績が大きく上振れたこと、及び不動産コンサルティング事業において大型案件を売上計上できたことから、増収増益となりました。

2025年3月期 事業分野別内訳



※グラフ中の（ ）は前期比

投資事業



投資事業は、売上高2,410,351千円（前期比49.9%減）、売上総利益1,234,229千円（同33.6%増）、営業利益953,813千円（同34.7%増）となりました。

未上場株式投資事業においてファンド投資先株式の売却があったこと、不動産投資事業においても投資不動産の売却益を計上できたことから増益となりました。

- ・2025年3月末投資残高
 営業投資有価証券残高7,004,398千円
 投資不動産残高1,400,952千円

(注) コンサルティング事業の売上高には、セグメント間の内部売上高4,832千円、投資事業の売上原価には内部売上原価6,549千円が含まれております。

③ 企業集団の経営方針

(a) 当社グループ経営基本理念

当社グループは、「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を基本理念として掲げ、高付加価値情報を創造・提供し、顧客の発展ひいては社会の発展に貢献することにより「存在する意義のある組織」であり続けることを目指しております。

当社グループでは「健全な価値観」に基づく組織風土を保持し続けることを最重要経営課題と認識しており、その浸透に常に努めております。

今後も健全な成長・発展を継続することにより「存在する意義のある組織」として社会貢献を目指してまいります。

(b) 各事業セグメントの現況と見通し

イ) コンサルティング事業

<経営コンサルティング事業>

生産年齢人口の減少・人手不足に伴い、組織人材戦略とDXによる業務プロセス改革や生産性向上は重要な企業の経営課題であり、持続的成長に向けた経営コンサルティングのニーズは堅調です。顧客企業の持続的成長の実現に向けて、経営戦略・事業戦略・M&A戦略・IT戦略・組織戦略・人材戦略・人事制度・人材育成等一貫した支援を行い、顧客との長期的な関係を構築してまいります。

特に足元では、中堅企業に対する成長期待の高まりや昨今の政策支援を受け、中堅企業の持続的成長に向けたコンサルティングに注力しています。前期には経済産業省が実施している「中堅・中小企業の質上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金事業」のプレゼンテーション審査員を務め、その審査内容に関して優秀と表彰を受けたことで、当社の中堅企業向けコンサルティングの認知を向上させることができました。今後も中堅企業のパートナーとして企業経営を支えるべく、顧客と伴走する実行支援を強化してまいります。

コロナ禍の制度融資を受けて過剰債務となった企業の倒産増加や、原料高・水道光熱費高・人件費高等の外部環境により、企業の本業（PL）改善及び財務安定化を早期に取組む必要性が高まっており、引き続き事業再生に関する相談件数は増加しております。

また上場企業が資本効率の向上を求められていることから、子会社等の業績改善のニーズが増えており、業界を巻き込んだ再編の動きにも及んでいます。当社の各コンサルティング事業間での連携を強化することにより、財務再生に留まらず、顧客企業の収益力向上、組織変革まで伴走する、当社ならではの事業再生コンサルティングを強化してまいります。

<M&Aアドバイザリー事業>

国内M&A市場は引き続き活況であり、M&A案件の引合件数・受注件数は堅調に推移しています。一方でM&A事業者の増加により競争はさらに激しくなっているため、全社での連携を強化し顧客企業に対して付加

価値の高いM&Aをより推進してまいります。

PEファンドとの連携強化により、金融機関等を介さない直接受注のM&Aが増加しています。引き続き投資案件の売買のみならず、投資前のデューデリジェンスや、投資後の成長戦略の策定にも関与し、M&Aの前後にわたる一貫した役務提供により顧客企業を支えることを目指してまいります。

FAS事業においても、直接の顧客紹介基盤の構築により、体制は盤石となっております。当社のFAS事業の強みである専門性の高さを生かし、今後も的確な財務アドバイスを提供して顧客の複雑・高度な課題の解決に努めてまいります。

課題解決に資するコンサルティングの選択肢の一つとしてM&Aを捉え、取組みを万全にするため、M&A事業に関わるメンバーだけでなく事業・部門・地域の垣根を越えて、顧客企業と経営者に寄り添い、継続的にフォローを行う体制を築き、今後も当社の特徴あるM&Aアドバイザリー事業を確固たるものにするべく、中長期的な視点に立った事業運営に注力してまいります。

<事業承継コンサルティング事業>

事業承継に関する相談及び受注件数は、引き続き堅調に推移しております。

事業承継はオーナー企業を中心とする企業経営者が必ず直面する課題です。経営者とともに事業承継という課題解決に向き合う中で、持続的成長コンサル・国内外における不動産活用・海外における事業展開など様々な経営課題の相談をいただいております。当社は会計・財務・税務・法務の専門的知識を持つ人材が多数在籍しているため、より複合的な対応が求められる現在の事業承継環境においても高品質な役務提供が可能です。

引き続き、顧客との強固な信頼関係に基づき、様々な経営課題やオーナー経営者の資産に関する相談に対応し貢献することが、事業承継コンサルティング・経営コンサルティング、ひいてはM&Aアドバイザリー事業や投資事業といった当社全体の収益基盤の強化につながる事業運営を進めてまいります。

<不動産コンサルティング事業>

不動産市況全般は引き続き堅調に推移しておりますが、高値で推移するエリアと下落傾向にあるエリアの二極化が顕著になりつつあります。その中、足元では、提携会計事務所からの相談が増加しており、特に売却、有効活用及び富裕層の購入ニーズが旺盛です。

高単価の富裕層の購入ニーズにおいては、紹介可能な物件の情報量を増加するべく同業とのネットワーク強化に注力することで成約件数の増加を目指します。一方、案件単価の低い売却案件や長期間を要する有効活用案件に関しては、引き続き選別受注を意識することで、働き方改革・業務効率の向上を目指してまいります。

<海外コンサルティング事業>

海外コンサルティング事業については、クロスボーダーM&Aと大手日本企業の海外展開ニーズが堅調で

す。東南アジア及び南アジア市場の成長が著しく、それに伴う相談も多数いただいております。海外コンサルティング事業のさらなる成長を目指し、各国拠点にてより高度な役務に対応できる人材を採用・育成することと、当社日本拠点との連携を強化することで高品質な役務提供に努めてまいります。また、2025年3月期は日米間のクロスボーダーM&AのパイオニアであるTakenaka Partners LLCを子会社化したことにより、日系企業・アジア各国企業の北米進出及び北米企業の日本・アジア各国進出等をさらに推進できる体制が整いました。引き続き、日本とアジアそしてアメリカをつなぎ、顧客のビジネスの架け橋となる役務を提供することを目指します。

ロ) 投資事業

当社の投資事業は2つの事業から成ります。1つは、顧客企業の資本政策・事業承継等の課題解決のひとつとして企業の株式に投資をする「未上場株式投資事業」、もう1つは、底地や共有持分となっている物件など次世代に承継する際に敬遠されがちな換金性の低い不動産に投資をする「不動産投資事業」です。

<未上場株式投資事業>

未上場株式投資事業では、資本構成の再構築が必要な顧客に対し、各種コンサルティングとともに資金的なソリューションを提供することで、資本政策上の課題解決と企業の持続的発展サポートを行っております。

経営陣に寄り添う伴走者・信頼されるパートナーとして顧客と議論を重ねながら、新規案件発掘を進めてまいります。また、投資済みの案件については、従来通り定期的なモニタリング活動を継続し、必要に応じて、当社の経営コンサルティング機能を活用し包括的な支援を行うことで、既投資先の企業価値向上に貢献してまいります。

<不動産投資事業>

不動産投資事業はスタートから2期目を終えました。底地等の換金性の低い不動産を所有する顧客が抱える煩雑な管理や承継への悩みを資金面から解決しております。時間をかけて権利関係を調整し付加価値の高い不動産に生まれ変わらせることで、よりよい街づくりにも寄与しています。

新規投資先については金融機関及び不動産仲介会社からの紹介が順調です。引き続き、中長期にわたり安定した利益が見込める基盤となるよう、豊富な候補先情報の中から厳選して投資を実行し、同時に投資物件の売却にかかる人員の強化にも努めてまいります。

(c) サステナビリティに関する考え方及び取組

サステナビリティに関する考え方及び取組については、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.yamada-cg.co.jp/ir/sustainability/>

④ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は126,152千円であり、その主なものは、コンサルティング事業におけるコンピュータ及びその周辺機器への投資等であります。

⑤ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑧ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

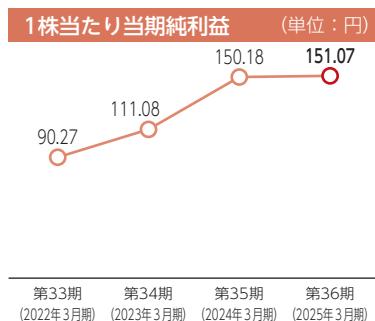
該当事項はありません。

⑨ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の連結子会社であるYamada Consulting Group USA Inc.は、2024年4月1日付でTakenaka Partners（現 Takenaka Partners LLC）の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況（連結ベース）

		第33期 (2022年3月期)	第34期 (2023年3月期)	第35期 (2024年3月期)	第36期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(千円)	14,645,401	16,450,685	22,177,523	22,761,078
経常利益	(千円)	2,570,864	2,920,333	3,724,401	4,099,798
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,716,063	2,114,359	2,861,559	2,882,297
1株当たり当期純利益		90円27銭	111円08銭	150円18銭	151円07銭
総資産	(千円)	18,419,364	20,200,643	20,758,068	23,470,528
純資産	(千円)	13,834,422	15,012,625	17,059,267	18,580,027



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.	千円 119,564	% 100 (100)	市場リサーチ及びコンサルティング事業
山田商務諮詢（上海）有限公司	20,000	100	コンサルティング事業
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	15,750	49	コンサルティング事業
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	10,000	100	コンサルティング事業
Yamada Consulting Group USA Inc.	781,000	100	コンサルティング事業
Takenaka Partners LLC	151	100 (100)	M&Aアドバイザーリー事業
相続あんしんサポート(株)	20,000	100	相続手続サポート業務
山田インベストメント(株)	40,000	100	未上場株式投資事業・不動産投資事業
ピナクル(株)	100,000	70	M&Aアドバイザーリー事業

組合名	受入出資金	当社の出資持分比率	主要な事業内容
キャピタルソリューション四号投資事業有限責任組合	千円 7,976,340	% 99.5 (97.9)	事業承継ファンド
キャピタルソリューション伍号投資事業有限責任組合	54,259	99.5 (97.9)	事業承継ファンド
山田インベストメント壱号投資事業有限責任組合	1,113,451	100 (99)	事業承継ファンド

- (注) 1. 議決権比率及び出資持分比率の（ ）内は間接保有割合で内数であります。
 2. 当社子会社Yamada Consulting Group USA Inc.は、2024年4月1日付でTakenaka Partners（現 Takenaka Partners LLC）の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。
 3. 上記の他、コンサルティング事業子会社5社及び投資事業会社2社があります。

(4) 対処すべき課題

当社グループのセグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

① コンサルティング事業

コンサルティング事業における戦略は、顧客生涯価値（LifeTime Value）を最大化することが事業モデルにおける強みであり、顧客のあらゆる経営課題に対応するため、総合的なコンサルティング事業のクロスセル等を行うことで顧客ロイヤリティの向上を図り、今後も新たな事業、サービスの展開を図ってまいります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・ 個の自律的な成長と個の成果が生み出す組織の成長とを調和させることで当社の持続的成長を実現する仕組みである「持続的成長システム」の運用
- ・ 「個と組織の持続的成長」を実現するための人材戦略の実行（採用・育成・定着・評価・活躍）
- ・ 従来から行っていた「部拠点単位」での管理に加えて「事業単位」で全社的な戦略を立案・実行する「事業推進体制（マトリクス組織運営）」の実行

② 投資事業

投資事業における戦略は、当社グループが手掛けるコンサルティング案件から発生する投資機会に積極的に関与し、コンサルティング案件にとどまらない新たな収益機会を創造していくことであります。重点施策は次のとおりであります。

- ・ 顧客ニーズに応じるべく、事業承継支援を目的とする未上場株式への投資を行う「未上場株式投資事業」に加えて、「不動産投資事業」や富裕層・機関投資家向けの様々な資産サポート事業への積極的取り組み
- ・ 投資規模の大型化に対応すべくガバナンス体制を強化
- ・ 総合的な管理運営体制の構築

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは「コンサルティング事業」「投資事業」の2事業を展開しております。

当社グループの主たる事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
コンサルティング事業	経営コンサルティング事業 M&Aアドバイザー事業 事業承継コンサルティング事業 不動産コンサルティング事業
投資事業	未上場株式投資事業 不動産投資事業

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

山田コンサルティンググループ(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
	東北支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 仙台マークワン
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 J Rゲートタワー
	大阪支店	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル
	京都支店	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル
	神戸支店	兵庫県神戸市中央区加納町四丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル
	広島支店	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE広島
	九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目13番1号 九勸承天寺通りビル
	郡山事業所	福島県郡山市駅前二丁目5番12号 ウエストゲートビル
	浜松事業所	静岡県浜松市中央区板屋町111番地2 浜松アクトタワー
	岡山事業所	岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル本館
	熊本事業所	熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号 JR熊本白川ビル
盛岡出張所	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス	
ピナクル(株)	本社	東京都港区芝公園一丁目6番7号
YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	78 Shenton Way #24-01 Singapore 079120
山田商務諮詢(上海)有限公司	本社(中国)	上海市静安区南京西路1515号 嘉里中心1期 12階
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	本社(タイ)	Level 16,689 Bhiraj Tower at EmQuartier,Unit 1608-1610 Sukhumvit Road(Soi 35),Klongton Nuea, Vadhana, Bangkok 10110, Thailand
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	本社 (ベトナム)	19F Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street,Ben Nghe Ward,District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Yamada Consulting Group USA Inc. Takenaka Partners LLC	本社(米国)	2301 Rosecrans Avenue, Suite 2175, El Segundo, CA 90245

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンサルティング事業	931 (45) 名	46 (7) 名
投資事業	7 (1) 名	△1 (△1) 名
全社 (共通)	79 (14) 名	15 (△4) 名
合 計	1,017 (60) 名	60 (2) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。
 3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
827 (58) 名	36 (-) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	704,000 千円
株式会社りそな銀行	320,000 千円
株式会社静岡銀行	256,000 千円
株式会社西日本シティ銀行	224,000 千円
株式会社大東銀行	96,000 千円

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、借入極度額8,000,000千円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。上記借入は全て当該コミットメントライン契約に基づくものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（単体）

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 62,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,896,000株 |
| ③ 株主数 | 6,707名 |
| ④ 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー	7,043,200株	36.87%
光通信株式会社	1,448,400	7.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,354,300	7.09
株式会社UH Partners 2	893,400	4.67
宮崎 信次	463,300	2.42
山田コンサル社員持株会	426,800	2.23
和田 成史	367,000	1.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	308,900	1.61
株式会社ユニバーサルエッジ	263,000	1.37
山田CG役員持株合同会社	252,000	1.31

- (注) 1. 当社は自己株式を797,022株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式（797,022株）を控除して計算しております。
3. 2021年3月5日付で、FMR LLCより当社株式に係る大量保有の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該報告書において、2021年2月26日現在で同社が791,100株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)

		2020年7月22日開催取締役会決議による新株予約権
発行決議日		2020年7月22日
新株予約権の数		80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり520,800円 (1株当たり1,302円)
権利行使期間		2022年8月7日から 2025年8月6日まで
行使の条件		(注) 1、2
当社役員 の保有状況	監査等委員でない取締役	新株予約権の数 4個 目的となる株式数1,600株 保有者数 1名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2024年8月29日開催取締役会決議による新株予約権
発行決議日		2024年8月29日
新株予約権の数		80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり236,300円 (1株当たり2,363円)
権利行使期間		2026年9月14日から 2029年9月13日まで
行使の条件		(注) 1、2
当社使用人等への 交 付 状 況	当社執行役員	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 交付者数 2名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 交付者数 -

(注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西 口 泰 夫	(株)HANDY代表取締役社長 (株)ユーシン精機 (現YUSHIN(株)) 社外取締役 (株)FLOSFIA社外取締役
代表取締役社長	増 田 慶 作	事業統括担当 山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長 山田インベストメント(株)代表取締役社長
専務取締役	辻 剛	事業統括担当兼海外不動産事業担当
取締役	布 施 麻記子	広報・コーポレートガバナンス担当 ニッセイアセットマネジメント(株)社外取締役
取締役	首 藤 秀 司	管理本部長 (株)日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー代表取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	永 長 正 士	
取締役 (監査等委員)	山 崎 達 雄	(株)堂島取引所社外取締役
取締役 (監査等委員)	岩 品 信 明	TMI総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行う等、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、永長正士氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役 (監査等委員) である永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しており、保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

【保険契約の内容の概要】

・被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣役員、退任役員。ただし、海外子会社については当社または日本に所在する当社子会社からの出向役員及び当社または日本に所在する当社子会社と海外子会社との兼務役員に限ります。

(注)当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者

・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

・填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である当社または当社子会社の役員等がその職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。

・役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

(a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、2025年5月20日開催の取締役会において、決定方針の一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

・固定報酬

取締役（監査等委員を除く）の固定報酬（月例）は、職務内容を踏まえ、中長期的な事業への成長貢献、及び従業員給与の水準等を総合的に勘案し、決定するものとする。

・その他賞与

取締役（監査等委員を除く）の賞与は、前事業年度の連結業績を踏まえ、役職、事業成長や業績に対する貢献等を総合的に勘案して決定し、原則として事業年度末から株主総会の開催日までの間に一括支給するものとする。

- ロ) 非金銭報酬等の内容もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役（監査等委員を除く）の非金銭報酬等は、ストック・オプションとし、原則として一定の役職に新たに就任した者に対して、就任後1年以内にあらかじめ定められた個数を付与する。

具体的な個数については、別途「ストック・オプション付与ルール」に定めるとおりとする。

- ハ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、原則として基本報酬のみとする。また、一定の役職に新たに就任した取締役（監査等委員を除く）に対して、非金銭報酬等としてあらかじめ定められた個数のストック・オプションを付与することがある。

- 二) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行う。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役に一任し、代表取締役が各取締役の報酬等の額を決定する。

(b) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	228,735 (-)	228,475 (-)	- (-)	260 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	35,887 (35,887)	35,887 (35,887)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	264,623 (35,887)	264,362 (35,887)	- (-)	260 (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションであり、当事業年度における費用計上額を記載しております。付与の際の条件等は「(a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

3. 取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）については、2018年1月26日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。
取締役（監査等委員）については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

(c) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長 増田慶作は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行っております。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役社長 増田慶作に一任し各取締役の報酬等の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(d) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）山崎達雄氏は、(株)堂島取引所社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）岩品信明氏は、TMI総合法律事務所パートナーであります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

イ) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (12回開催)		監査等委員会 (12回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 (監査等委員・常勤)	永 長 正 士	12回	100%	12回	100%
取締役 (監査等委員)	山 崎 達 雄	12	100	12	100
取締役 (監査等委員)	岩 品 信 明	12	100	12	100

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

-) 取締役会、監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・常勤監査等委員永長正士氏は、当社の執行役員会議等の重要な会議に出席することにより当社グループの経営の実態を適時把握しており、財務省及び人事院での要職を歴任された中で培った経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を積極的に行っております。監査等委員会では他の監査等委員である取締役に對して社内状況に関する情報共有を積極的に行っており、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
 - ・監査等委員山崎達雄氏は、財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、経済・国際・金融情勢に関する専門知識から、当社の海外子会社管理体制、海外事業展開、ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
 - ・監査等委員岩品信明氏は、弁護士及び税理士として企業法務及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外子会社管理体制、ガバナンス体制、コンプライアンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
 - ・監査等委員の永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であり、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、YAMADA Consulting & Spire Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、「高水準かつ安定的な配当」を続けていくことを基本方針としております。

この基本方針の下、具体的な指標としては、連結配当性向 50%を目安とした上で、増配もしくは配当の維持を行う累進配当を継続して実施する方針といたします。

上記基本方針に基づき、当連結会計年度（2025年3月期）は1株当たり期末配当額を39円と決定いたしました（中間配当1株当たり38円、期末配当1株当たり39円、年間合計1株当たり77円）。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	20,148,493
現金及び預金	9,147,114
売掛金	1,569,274
有価証券	37,133
営業投資有価証券	7,004,398
商品及び製品	1,415,048
その他	989,755
貸倒引当金	△14,231
固定資産	3,322,034
有形固定資産	527,535
建物及び構築物	244,034
土地	59,574
その他	223,926
無形固定資産	662,720
のれん	633,748
その他	28,972
投資その他の資産	2,131,778
投資有価証券	562,609
敷金及び保証金	738,119
繰延税金資産	404,878
その他	426,171
資産合計	23,470,528

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,774,347
買掛金	311,193
短期借入金	1,600,000
未払費用	1,480,082
未払法人税等	488,473
契約負債	112,347
賞与引当金	65,000
役員賞与引当金	60,000
その他	657,249
固定負債	116,153
退職給付に係る債務	43,853
繰延税金負債	35,326
その他	36,974
負債合計	4,890,500
純資産の部	
株主資本	17,700,134
資本金	1,599,538
資本剰余金	1,588,838
利益剰余金	14,978,175
自己株式	△466,417
その他の包括利益累計額	335,016
その他有価証券評価差額金	21,590
為替換算調整勘定	313,425
新株予約権	4,991
非支配株主持分	539,886
純資産合計	18,580,027
負債純資産合計	23,470,528

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,761,078
売上原価	3,337,545
売上総利益	19,423,533
販売費及び一般管理費	15,290,856
営業利益	4,132,677
営業外収益	72,626
受取利息	37,315
投資有価証券売却益	14,778
新株予約権戻入益	1,605
その他	18,926
営業外費用	105,505
支払利息	10,956
為替差損	27,827
支払手数料	25,120
投資有価証券評価損	13,174
投資事業組合運用損	5,457
その他	22,970
経常利益	4,099,798
税金等調整前当期純利益	4,099,798
法人税、住民税及び事業税	1,129,869
法人税等調整額	△19,737
当期純利益	2,989,666
非支配株主に帰属する当期純利益	107,368
親会社株主に帰属する当期純利益	2,882,297

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,294,014
現金及び預金	5,509,594
売掛金	1,203,751
有価証券	37,133
商品及び製品	14,096
前払費用	273,469
その他	255,969
固定資産	11,309,121
有形固定資産	407,700
建物及び構築物	217,110
工具、器具及び備品	131,014
土地	59,574
無形固定資産	28,454
ソフトウェア	25,540
その他	2,913
投資その他の資産	10,872,967
投資有価証券	513,441
関係会社株式	2,297,724
その他の関係会社有価証券	232,936
長期貸付金	6,371,800
繰延税金資産	371,445
敷金及び保証金	677,424
保険積立金	94,959
その他	313,234
資産合計	18,603,136

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,297,811
買掛金	379,548
短期借入金	1,600,000
未払金	7,078
未払費用	1,267,113
未払法人税等	451,998
契約負債	54,650
預り金	250,609
その他	286,812
固定負債	61,288
長期借入金	50,000
その他	11,288
負債合計	4,359,099
純資産の部	
株主資本	14,217,455
資本金	1,599,538
資本剰余金	1,617,158
資本準備金	1,518,533
その他資本剰余金	98,625
利益剰余金	11,467,175
利益準備金	5,600
その他利益剰余金	11,461,575
繰越利益剰余金	11,461,575
自己株式	△466,417
評価・換算差額等	21,590
その他有価証券評価差額金	21,590
新株予約権	4,991
純資産合計	14,244,037
負債純資産合計	18,603,136

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	17,521,514
売上原価	2,293,141
売上総利益	15,228,372
販売費及び一般管理費	12,339,371
営業利益	2,889,001
営業外収益	136,206
受取利息及び配当金	116,602
その他	19,603
営業外費用	74,872
支払利息	5,376
支払手数料	25,120
為替差損	25,176
投資事業組合運用損	5,457
投資有価証券評価損	13,174
その他	567
経常利益	2,950,335
税引前当期純利益	2,950,335
法人税、住民税及び事業税	802,888
法人税等調整額	△4,961
当期純利益	2,152,408

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

北 澄 裕 和

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊 東 朋

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山田コンサルティンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 澄 裕 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 東 朋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

山田コンサルティンググループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	永長正士	Ⓢ
監査等委員	山崎達雄	Ⓢ
監査等委員	岩品信明	Ⓢ

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

オルタナティブ資産を始めとした各種アセットクラスに対する投資ニーズの高まりを背景に、投資助言葉を通じ多様な顧客ニーズに的確に対応するため、当社の事業目的に投資助言・代理業を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式または持分を所有することによって当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
(1) ~ (58) (条文省略) (新 設)	(1) ~ (58) (現行どおり)
<u>(59)</u> (条文省略)	<u>(59)</u> 投資助言・代理業
<u>(60)</u> (条文省略)	<u>(60)</u> (現行どおり)
	<u>(61)</u> (現行どおり)

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の審議を経たうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案について、監査等委員会として、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	にしぐち やすお 西口 泰夫	取締役会長	再任
2	ますだ けいさく 増田 慶作	代表取締役社長 事業統括担当	再任
3	つじ つよし 辻 剛	専務取締役 事業統括担当兼海外不動産事業担当	再任
4	ふせ まきこ 布施 麻記子	取締役 広報・コーポレートガバナンス担当	再任
5	しゅとう ひでじ 首藤 秀司	取締役 管理本部長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

にし ぐち やす お
西 口 泰 夫

(1943年10月9日生)

所有する当社の株式数…………… 73,100株
在任年数…………… 9年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年 4月	京都セラミック(株) (現京セラ(株)) 入社	2016年 6月	当社社外取締役
1992年 6月	同社代表取締役専務	2018年 4月	Gyrfalcon Technology Inc. independent director
1997年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 1月	Gyrfalcon Technology Japan(株) 代表取締役会長兼CEO
1999年 6月	同社代表取締役社長	2019年 3月	(株)FLOSFIA社外取締役 (現任)
2005年 6月	同社代表取締役会長兼CEO	2020年 4月	マイクロ波化学(株)社外取締役
2007年 7月	(株)HANDY代表取締役社長 (現任)	2020年 4月	当社取締役会長 (現任)
2014年 6月	(株)ユーシン精機 (現YUSHIN(株)) 社外取締役 (現任)		
2015年 3月	(株)ソシオネクスト代表取締役会長兼CEO		

【重要な兼職の状況】

(株)HANDY代表取締役社長
(株)ユーシン精機 (現YUSHIN(株)) 社外取締役
(株)FLOSFIA社外取締役

候補者番号

2

ます だ けい さく
増 田 慶 作

(1961年8月28日生)

所有する当社の株式数…………… 172,900株
在任年数…………… 23年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月	相馬計二司法書士事務所入所	2007年 6月	当社取締役副社長
1991年11月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所	2008年 1月	キャピタルソリューション(株) (現山田インベストメント(株)) 代表取締役社長 (現任)
2000年 7月	ティーエフピー経営コンサルティング(株) (現山田コンサルティンググループ(株)) 代表取締役社長	2009年 4月	当社代表取締役副社長
2002年 6月	当社取締役	2016年10月	当社代表取締役社長
2004年 1月	(株)東京エフピー保険パートナーズ (現山田ファイナンシャルサービス(株)) 代表取締役社長 (現任)	2020年 1月	(株)日本マネジメント・アドバイザー ー・カンパニー代表取締役 当社代表取締役社長 事業統括担当 (現任)

【重要な兼職の状況】

山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長
山田インベストメント(株)代表取締役社長

候補者番号

3

つじ つよし
辻 剛

(1972年10月25日生)

所有する当社の株式数…………… 38,000株
在任年数…………… 5年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 9月	松山隆司税理士事務所入所	2019年 4月	当社専務執行役員
2000年10月	ティーエフピー経営コンサルティング(株) (現山田コンサルティンググループ(株)) 入社	コンサルティング統括本部長	
2009年 4月	同社取締役	2020年 6月	当社専務取締役
2015年 5月	同社常務取締役	コンサルティング統括本部長	
2018年 4月	当社専務執行役員 経営コンサルティング事業本部長	2020年10月	当社専務取締役事業統括本部長
		2025年 4月	当社専務取締役 事業統括担当兼海外不動産事業担当 (現任)

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

候補者番号

4

ふ せ ま き こ
布施 麻記子

(1955年 2月 3日生)

所有する当社の株式数…………… 146,800株
在任年数…………… 35年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 4月	三菱重工業(株)入社	2007年 6月	当社取締役
1988年 5月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所	2016年 3月	(株)だいこう証券ビジネス社外監査役
1989年 7月	当社取締役	2017年 3月	ニッセイアセットマネジメント(株) 社外取締役 (現任)
1999年 6月	当社常務取締役	2020年 6月	当社取締役経営企画担当
2002年10月	(株)東京ファイナンシャルプランナーズ (現山田コンサルティンググループ(株)) 常務取締役	2021年 6月	当社取締役経営企画担当兼広報担当
2007年 4月	(株)TFPオーナー企業総合研究所 (現山田コンサルティンググループ(株)) 常務取締役	2025年 4月	当社取締役広報・コーポレートガバ ナンス担当 (現任)

【重要な兼職の状況】

ニッセイアセットマネジメント(株)社外取締役

候補者番号

5

しゅとう ひでし
首藤 秀司

(1958年11月5日生)

所有する当社の株式数…………… 12,200株

在任年数…………… 5年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 4月	野村証券(株)入社	2019年12月	当社執行役員管理本部担当
2006年 6月	同社企業金融八部長	2020年 4月	当社執行役員管理本部長
2013年 4月	野村リサーチ・アンド・アドバイザー(株)取締役	2020年 6月	当社取締役管理本部長 (現任)
2015年12月	(株)慶應イノベーション・イニシアティブ執行役員	2024年12月	(株)日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー代表取締役 (現任)
2018年 4月	当社入社		

【重要な兼職の状況】

(株)日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー代表取締役

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の永長正士氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の審議を経たうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

なが おさ まさ し
永長 正士

(1956年9月21日生)

所有する当社の株式数…………… 3,300株

在任年数…………… 7年

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

社外

1979年4月	大蔵省(現財務省)入省	2017年10月	優成監査法人(現太陽有限責任監査法人)顧問
2005年7月	財務省主税局総務課長	2017年10月	一般社団法人山田経済・経営研究所代表理事(現任)
2007年7月	財務省国際局審議官	2018年1月	当社社外取締役(監査等委員・常勤)(現任)
2012年4月	人事院事務総局総括審議官	2018年3月	公益財団法人日本人事試験研究センター非常勤理事(現任)
2014年4月	人事院事務総長		
2017年6月	退官		
2017年10月	税理士法人山田&パートナーズ顧問(現任)		

独立

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

候補者番号

2

ナギサ ヴィヴィアン ウスイ

Nagisa Vivien Usui

(1960年8月26日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

在任年数…………… 一年

新任

[略歴、当社における地位及び担当]

社外

1983年10月	Peat, Marwick, Mitchell & Co. (現KPMG LLP) 入社	2020年9月	同社 退職
1987年7月	米国公認会計士登録(カリフォルニア州)	2021年1月	KPMG Retired Partners Council member
1994年6月	KPMG LLPロサンゼルス事務所監査パートナー	2023年1月	KPMG Retired Partners Council chairman(現任)

独立

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

- (注) 1. 永長正士氏及びNagisa Vivien Usui氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永長正士氏及びNagisa Vivien Usui氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、永長正士氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、Nagisa Vivien Usui氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額といたします。
4. 当社は、全取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 永長正士氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は財務省及び人事院での要職を歴任された中で培った経験と幅広い見識を有しており、当該見識を活かして当社の事業戦略、海外子会社管理体制、ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、引き続きその役割を期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により、引き続き当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. Nagisa Vivien Usui氏は米国公認会計士として監査及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外事業展開、海外子会社管理体制、海外ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待しております。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
7. 永長正士氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって7年5ヶ月であります。
8. 当社は、永長正士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
また、Nagisa Vivien Usui氏につきましても、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案**監査等委員である取締役に対する報酬額改定の件**

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において、報酬限度額を年額50,000千円以内と決議いただいておりますが、監査等委員である取締役の増員や、高度な知見や豊富な経験等を有する多様で優秀な人材を継続的に確保することを可能とする報酬水準とすべく、報酬限度額を年額100,000千円以内に変更させていただきたいと存じます。

本議案は、経済環境や市場動向等を考慮しつつ、当社の事業規模や他社の報酬水準等を総合的に勘案し指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定したものであり、相当であるものと判断しております。

現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）となります。

以上

